

障がい者活躍推進計画

令和 2 年 4 月

門真市選挙管理委員会

1 障がい者活躍推進計画について

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、門真市選挙管理委員会が実施する障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組についての計画である。

(2) 計画の対象者

この計画の対象となる職員は、門真市選挙管理委員会が任命する職員とする。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

2 門真市選挙管理委員会事務局における障がい者雇用に関する課題について

本事務局においては、基本定数が6人の小規模な機関であり、全員が門真市からの出向者である。また、業務が多忙となる選挙時以外には、独自で職員の募集及び採用は行っていない。

本計画作成の時点で、障がい者である職員は在籍しておらず、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進を支援する組織的な体制整備は、特段行ってこなかった。

3 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標について

(1) 採用に関する目標

職員を対象に障がい者雇用の推進に関する理解を促進するため、障がいに対する理解促進・啓発のための研修への参加を募る。

(2) 定着に関する目標

なし。

今後、障がい者である職員が在籍する場合には、定着状況データを把握する予定

4 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容について

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備について

ア 組織面

障害者雇用推進者として本事務局次長を選任する。（令和元年9月6日に選任済）

障がい者である職員からの相談に応じる本市の窓口を活用する。

イ 人材面

職員を対象に障がい者雇用の推進に関する理解を促進するため、障がいに対

する理解促進・啓発のための研修への参加を募る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出について

今後、障がい者である職員が在籍する場合には、人事管理を行う本市人事課等の関係機関と連携しつつ、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理について

職員に対し、障がい者である職員からの相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境を整備する。

また今後、障がい者である職員が在籍する場合には、人事評価面談等の機会を活用して、当該職員からの職務環境についての意見や求める配慮等の把握を行い、継続的に必要な措置を講じる。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

5 周知及び公表について

本計画の策定又は改定を行ったときは、庁内グループウェアの閲覧機能等により職員に対して周知するとともに、本市のホームページへの掲載により公表する。

また、計画に基づく取組の実施状況については、障害者雇用推進者が中心となって定期的に点検し、目標の達成状況及び計画に基づく取組の実施状況等についても毎年度、周知及び公表を行う。